

生涯現役地域づくり環境整備事業企画書採点基準

〇〇協議会

委員 〇〇 〇〇

〇/85(90)

A:特に優れている、B:優れている、C:普通、D:やや劣る、E:劣る 基準点51点

評価項目		評価基準	配点	配点				
				A	B	C	D	E
事業実施の準備・戦略 10	地域の課題や地域資源の把握・分析	高齢者等の雇用・就業機会の確保に関し、計画区域内の地域の実情や課題、区域内の地域資源(企業や就業・社会参加の場)について適切に把握・分析がされているか。	5	4	3	1	0	
	課題解決に向けた戦略	地域の課題解決に向け、計画区域内の状況を踏まえて設定された重点業種をはじめとして、地域において多様な雇用・就業機会を確保するための取組方針や戦略が明記されているか。またそれは、独自性があり、かつ、現実的なものとなっているか。	5	4	3	1	0	
事業実施の体制 20	協議会の構成(2倍)	多様な雇用・就業機会の確保や、地域福祉や地方創生等との連携促進、将来の自定に向けた資金調達等の本事業の目的に照らし、協議会は、必要な実績を有し多様性のある地域の関係者によって、適切に構成されているか。また、協議会は、メンバーが主体的に連携・協力できると期待できるか(コンサルタント任せの体制等になっていないか)。	10	8	6	2	0	
	協議会における役割と責任	協議会を構成するそれぞれのメンバーについて、協議会に参画する趣旨や、本事業の実施において期待される主な役割や実施する取組の内容が明確になっているか。	5	4	3	失格		
	計画策定自治体内の連携体制	地域において既に定着している地域福祉や地方創生等の取組と本事業との一体的な展開を促進する観点から、自治体内の関係部署の協力・連携体制と各部署の主な役割は十分明確になっているか。	5	4	3	失格		
事業内容 20	自治体事業等との連携(2倍)	本事業の基盤として活用する地域のプラットフォーム機能は、これまでも活動実績があるなど、本事業終了後も安定的に機能すると期待できるか。また、本事業との連携の具体的な方法と期待する相乗効果が十分検討されているか。	10	8	6	2	0	
	事業内容の具体性・独自性	支援対象者や就業形態の範囲、支援メニューの内容は、具体的で、地域の課題解決につながると期待できるか。また、協議会の創意工夫を活かした独自性のある内容となっているか。支援メニューの検討に当たり、他の自治体事業等との一体的実施による相乗効果が意識されているか。	5	4	3	1	0	
	支援メニューの効果	支援メニューは、本事業における支援対象として協議会が想定する対象者の特性や、地域の実情を踏まえて考案され、効果的な内容となっているか。	5	4	3	1	0	
事業の効果 10	アウトプット・アウトカム目標の達成期待度	アウトプット・アウトカムの目標は、客観的で定量的なものとなっているか。それぞれの目標は、実施予定の支援メニューと整合性があり、また、事業費や事業内容から判断して目標達成が期待できるか。	5	4	3	失格		
	プロセスの取組目標	事業実施期間の取組は、仕様書で提示された各年度において期待される取組の質的目標を踏まえて、事業実施期間中の取組を拡張し、事業終了後の持続可能性を高めるよう設計されているか。	5	4	3	失格		
事業実施後の持続 15	事業終了後の協議会のあり方(2倍)	本事業終了後の協議会の持続に向けて、現時点で想定する具体的な取組内容やスケジュール、協議会の体制等について明確に示されているか。また、その内容は、実現可能性の観点から無理のない想定がされていると考えられるか。	10	8	6	2	0	
	資金調達計画の具体性	本事業終了後の取組の継続に向けた資金調達の計画は、現実的なものといえるか(計画上の記載内容に加え、過去の資金調達の実績等があればそれを踏まえ判断する)。	5	4	3	1	0	
小計			0					

→次頁へ続く

評価項目		評価基準	配点	配点				
				A	B	C	D	E
目標設定に関する指標 10	アウトカム目標の量的評価 (雇用・就業者数)	2年度目及び3年度目アウトカム目標(高年齢者の雇用・就業者数)の平均値に係る対象地域の60歳以上高齢者人口1000人当たりの人数※1 A 10.0人以上 B 5.0人以上10.0人未満 C 3.0人以上5.0人未満 D 1.1人以上3.0人未満 E 1.1人未満		10	8	6	2	失格
小計			0					

評価項目		評価基準		配点
ワーク・ライフバランス等の推進に関する指標 ※2	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	プラチナえるぼし ※3	-	5
		3段階目 ※4 (認定基準5つのうち全て〇)	-	4
		2段階目 ※4 (認定基準5つのうち3~4つ〇)	-	3
		1段階目 ※4 (認定基準5つのうち1~2つ〇)	-	2
		行動計画 ※5	-	1
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業)	プラチナくるみん ※6	-	5
		くるみん(令和4年4月1日以降の基準) ※7	-	3
		くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準) ※8	-	3
		トライくるみん ※9	-	3
		くるみん(平成29年3月31日までの基準) ※10	-	2
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)			-	4
小計			0	
合計			0	

※1 以下の計算式により算出する。

$(2年度目の目標値+3年度目の目標値)/2 / (60歳以上人口(令和2年度国勢調査より)/1,000)$ (1,000人未満切り捨て)

※2 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。

※3 令和元年度改正法による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定。

※4 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※5 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※6 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正法令による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(※9の認定と除く。)

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定